研究機関内における公的研究費の管理・監査ガイドライン、
及び、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく実施規程

長崎県工業技術センター　　所長
制定　　平成２７年　２月１７日
改正　　平成２７年　３月　２日
改正　　平成２８年　２月　１日
改正　　令和　２年　７月　３日
改正　　令和　３年　４月　１日
改正　　令和　４年　９月　７日
改正　　令和　５年　６月２０日
改正　　令和　８年　４月１０日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、地方自治法、長崎県財務規則、長崎県物品取扱規則、職員の旅費に関する条例、長崎県工業技術センター条例、長崎県工業技術センター管理運営規則などに基づき適正に執行・管理されている長崎県工業技術センター（以下「当センター」という。）の公的研究費について、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定。平成２６年２月１８日改正）」、及び文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）」に基づき、研究活動等の不正行為の防止に関する必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な執行・管理の更なる充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程で「公的研究費」とは、長崎県単独の事業費、及び国若しくは地方公共団体若しくはその他の法人などが提供する補助事業費、助成事業費、競争的資金、若しくは科学研究費助成事業費など、当センターが扱う全ての研究費をいう。

２　この規程で「研究活動」とは、研究資金の如何を問わず、当センターにおいて行う研究活動の全てをいう。

３　この規程で「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び公的研究費の使用における次に掲げる行為をいう。ただし、故意又は重大な過失により行われたものに限る。

(1) 捏造　存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用　他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 公的研究費の不正使用　実体を伴わない謝金・給与を支払わせること、架空の取引によ

り代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体を伴わない旅費を支払わせることなど、法令および関係規則・関係規程に違反する経費の使用を行うこと。

4　この規程で「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、当センターが第６条に規定する構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

第２章　組織の責任体系

（最高管理責任者）

第３条　当センターの所長は、機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2　最高管理責任者は、次条から第６条までに規定する統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び構成員が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

（統括管理責任者）

第４条　当センターの次長（事務）ならびに次長（技術）は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）とする。

2　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3　最高管理責任者がその責務を果たすことに故障がある場合は、長崎県決裁規程が定める代決者が最高管理責任者を代理する。

（コンプライアンス推進責任者）

第５条　当センターの総務課長、研究企画課長、基盤技術部長、応用技術部長、ならびに食品開発支援センター長は、当センター内における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）とする。

2　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる責務を負う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（構成員）

第６条　構成員とは、当センターに所属する研究職員、事務職員、技術職員及び非常勤を含むその他関連する者とする。

第３章　適正な運営・管理の基盤となる環境

（公的研究費に係る事務処理手続き）

第７条　当センターの公的研究費の執行・管理は、原則として、地方自治法、長崎県財務規則、長崎

県物品取扱規則、職員の旅費に関する条例、長崎県工業技術センター条例、長崎県工業技術センター管理運営規則、ならびにその他関係する法令規則及び通知等に従う。
２　当センターにおける試験研究用設備の導入に係る仕様の決定は、前項に加え、長崎県工業技術センター重要物品等機種選定委員会開催要領に従うものとする。
３　当センターにおける科学研究費助成事業費の執行・管理は、前２項に加え、長崎県工業技術センターにおける科学研究費助成事業の研究実施規程に従うものとする。

（職務権限）
第８条　当センターの公的研究費の執行・管理における構成員の権限と責務については、長崎県組織規則第３７条〔工業技術センター等の内部組織の分掌事務〕、及び、業務の分担の実態ならびに当センター内の組織構成を反映するものとして当センターが年度毎に別に定める「工業技術センター事務分掌」に従う。ただし、研究活動を実施する構成員が当センター内の組織構成における複数部門に存在するなど、特段の事情がある場合は、最高管理責任者は当該研究活動の実施に際して役割分担（当該研究活動に係る構成員の権限と責務）を明確にするものとし、当該公的研究費の執行・管理における構成員の権限と責務については、その役割分担に従うものとすることができる。

（決裁手続き）
第９条　当センターの公的研究費の執行･管理における各種手続きの職務権限に応じた決裁手続きは、長崎県財務規則、長崎県決裁規程に従う。
２　前項に定める決裁手続きの当センター内における具体的な手順は、当センター内の規則、決裁文書の様式などにより別に定めるものとする。

（構成員の意識向上）
第１０条　最高管理責任者は、不正行為等を防止するため、構成員に必要なコンプライアンス教育を定期的に受講させるものとする。
２　最高管理責任者は、新規採用者、及び転入者等については、可能な限り速やかに必要なコンプライアンス教育を受講させるものとする。
３　最高管理責任者は、必要なコンプライアンス教育を実施したときは、前項の教育を受講した構成員から、教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（様式第１号）を提出させ、保管するものとする。

第１１条　構成員は、最高管理責任者が指定する不正行為等を防止するために必要なコンプライアンス教育を定期的に受講しなければならない。
２　構成員は、前項の教育を受講したときは、その内容を十分に理解し、教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（様式第１号）を最高管理責任者に提出しなければならない。

（行動規範）
第１２条　構成員は、長崎県工業技術センター条例第１条〔設置〕の目的の達成に向け、長崎県職員としての高い倫理観を保持し､科学の発展ならびに産業の振興に寄与する活動をしなければならない。
２　構成員は、長崎県ならびに長崎県工業技術センターが定める諸規則、ならびにその他の法令及び条約等を遵守するとともに、不正行為等を防止するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。
３　研究活動に従事する構成員は、次に掲げる事項に留意して、研究の責任ある遂行に努めなければならない。
(1) 社会ニーズの十分な把握と、そのニーズの解決・実現に資する研究活動を行うこと。
(2) 研究活動の立案や提案においては、既往の研究業績を十分に把握し、他者のアイデアや手法の独創性・新規性を尊重し、自己のアイデアや手法の独創性・新規性の確認を行うこと。

(3) 研究活動の準備や遂行は、環境や安全に配慮し、生命倫理を尊重し、誠実に行うこと。特に各種材料や機械装置の使用に際しては､関係法令や規程を遵守して安全管理に努めること。また、研究活動の結果生じた残滓物や廃棄物については、責任を持って管理と処理を行うこと。

(4) 研究活動の準備や遂行においては、研究の信頼性の確保と客観性の維持のため、研究記録（研究ノートや研究データなど）や関係する情報の適切な管理を行うこと。研究活動終了後においても、これらの適切な管理を行うこと。また、研究内容の自己点検や組織内部での点検、外部からの照会に対して、誠実に対応すること。

(5) 研究成果については、適宜、適正な手段（技術移転、論文公表、特許出願など）によって社会に還元すること。

(6) 研究成果の社会への還元に際し、論文著者や発明者の範囲については、適正に判断すること（論文公表等にあっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者、共著者とすること。特許出願等にあっては、その技術的思想の創作行為等に現実に加担したもののみを発明者とすること)。

(7) 研究成果の社会への還元に際し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないこと。

(7)の２ 二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文の投稿）や不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されない態様での投稿や公表）を行わないこと。

(8) 公的研究費の使用に際しては、その適正な使用と管理に努めること。

（通報窓口の設置）

第１３条　当センターは、次に掲げる連絡先を、不正行為等に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）の窓口（以下「通報窓口」という。）とする。

長崎県工業技術センター　研究企画課

住所　〒８５６－００２６　長崎県大村市池田２丁目１３０３番地８号

電話　０９５７－５２－１１３３

ファクシミリ　０９５７－５２－１１３６

電子メール　itcn@pref.nagasaki.lg.jp

２　通報等を行う者（以下「通報者」という。）からの通報等は、通報窓口で受け付けるものとする。

（通報等）

第１４条　不正行為等があると思料する者は、何人も通報窓口を通して通報等を行うことができる。

２　通報等は原則として、書面、ファクシミリ、電子メール等の、通報者が発した内容の記録が残る方法によるものとする。電話もしくは面談等により口頭で通報等が行われた場合には、当センターは通報窓口において速やかに書面に書き起こして受け付けるものとする。

３　通報等は原則として、通報者の氏名、所属、住所もしくは居所、並びに不正行為等の存在を、それらの客観的な根拠（身分を証明できるものの提示と、不正行為等の存在の客観的根拠の提示または提供）とともに示されたものとする。ただし、通報者はその後の調査等において、氏名等について匿名を希望することができるものとする。

４　匿名による通報等があったときは、不正行為等の存在を、その客観的な根拠とともに示されたものであることをもって前項の通報等の条件を満たすものとすることができる。

５　長崎県法令違反等通報制度に関する要綱第３条〔通報の方法〕が規定する通報の窓口で受け付けられたものであって、当センターに連絡もしくは照会があったものは、その連絡もしくは照会があった時をもって、その内容を第３項あるいは前項の通報等とみなす。

６　会計検査院及び学会等の外部機関からの不正行為等の疑いの指摘は、第３項の通報等とみなす。

７　報道機関等からの不正行為等の疑いの指摘は、第３項の通報等とみなすことができる。

８　インターネット等の情報交換の場に当センターの不正行為等の疑いが掲載されていることを当センターが知ったときは、その時をもって、その掲載内容を第３項あるいは第４項の通報等とみなす

ことができる。

（通報等の報告）

第１５条　通報等を受け付けた通報窓口は、その内容を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

（通報者等ならびに通報等の取扱い）

第１６条　最高管理責任者は、通報等についての調査結果を公表するまで、通報者及び通報内容ならびに通報内容に係る該当者及び関係者の存在の秘密を守るとともに、調査過程における関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

２　最高管理責任者は、通報等についての調査ならびに係る審査が完了するまで、通報者または通報内容に係る該当者及び関係者に不利益が及ぶ扱いを行わないものとする。

３　最終的に不正行為等が認められなかったときは、何人も、通報者または通報内容に係る該当者及び関係者に不利益が及ぶ扱いを行わないものとする。最高管理責任者は、必要に応じてこれらの者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

（予備調査）

第１７条　第１５条に係る報告（以下「通報等の報告」という。）を受けた最高管理責任者は、速やかに統括管理責任者ならびにコンプライアンス推進責任者と情報の共有を図るとともに、次に掲げる者で構成される予備調査委員会を速やかに設置する。なお、通報等の報告に係る該当者及び関係者が、最高管理責任者、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者のいずれかであるとき、その者を予備調査委員会から忌避することができる。

・最高管理責任者
・統括管理責任者
・コンプライアンス推進責任者
・その外必要と認めて最高管理責任者が指名する者

２　予備調査委員会は、速やかに通報等の報告に係る事案を受理することが妥当であるか否かの確認を行い、予備調査を実施するか否かの判断を行う。なお、当該判断をするにあたり、予備調査委員会は、通報等に係る該当者及びその他調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）から意見を聴くことができる。

３　前項において予備調査を実施するとの判断があった場合、予備調査委員会は、通報等の信憑性、通報内容の合理性などの調査可能性等について調査を行い、通報等を受けた日から３０日以内に調査の実施の要否を決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。なお、この段階においては、調査対象者は、予備調査委員会から必ず忌避されなければならない。

４　第２項において予備調査を実施しないとの判断があった場合、予備調査委員会はその判断の根拠とともに判断結果を最高管理責任者に報告するものとする。

５　最高管理責任者は、通報等の概要及び前項の報告もしくは第３項の結果である調査の実施の要否を、直ちに長崎県組織規則第１４条〔産業労働部各課室〕で規定される当センターを所管する産業労働部の課（室）（以下「所管課」と言う。）に報告するものとする。ただし、第１６条の遵守が妨げられるおそれあるときは、その報告の内容の全部または一部を制限することができる。

６　最高管理責任者は、第３項の規定に基づき調査の実施をすることを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、第３項の規定に基づく報告を受けたとき又は第４項の規定に基づき調査の実施をしないときは，調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

７　予備調査委員会は、次条に規定する不正調査委員会の設置を待って解散する。

（不正調査委員会）

第１８条　前条第３項の規定に基づき調査の実施をすることが決定されたときは、最高管理責任者は、その決定がされた日から１４日以内に不正調査委員会を設置し、本調査の実施に着手させなければ

ならない。

2　不正調査委員会は、次に掲げる者で構成する。ただし、不正調査委員会を構成する者に、通報者若しくは調査対象者又は調査対象となる案件に関して通報者若しくは調査対象者と利害関係を有すると思慮される者が含まれるときは、それらの者は不正調査委員会から忌避されなければならない。なお、不正調査委員会は、当センターに属さない外部有識者を半数以上含むものとする。

・最高管理責任者
・統括管理責任者
・コンプライアンス推進責任者
・その外必要と認めて最高管理責任者が指名する者

3　最高管理責任者は、不正調査委員会を設置した後、通報者及び調査対象者に、委員の氏名、所属等の情報を含む不正調査委員会の構成を通知することとする。

4　通報者及び調査対象者は、不正調査委員会の構成の公正性に疑義があるときは、前項の通知が発せられた日から７日以内に異議を申し立てることができる。

5　最高管理責任者は、前項の異議申立ての妥当性についての見解を、通報者及び調査対象者に通知するものとする。また、最高管理責任者は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する委員の変更をすることができる。委員の変更があった場合は、新たな委員の氏名、所属等の情報を含む不正調査委員会の構成を通報者及び調査対象者に通知するものとする。

6　不正調査委員会は、第２６条の調査結果の報告の終了（第２０条第６項により、調査案件を複数の独立した事案に分けて認定したときは、最後の報告の終了を指す。）をもって解散する。

（調査委員会に係る守秘義務）

第１９条　予備調査委員会及び不正調査委員会の構成員及びその他本規程に基づき不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、第２８条に規定する結果の公表ならびに第４８条の規定によって法的手段を講じる場合は、この限りでない。

（調査）

第２０条　不正調査委員会は、調査方針、調査対象及び方法等について明確にした上で、調査に取り組まなければならない。なお、調査方針、調査対象及び方法等の明確化に際しては、予め所管課、配分機関及び関係省庁等に報告、協議しなければならない。

2　不正調査委員会は、通報等に係る内容について、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。この場合において、不正調査委員会は、調査対象者が関与する外の事案においても不正行為等の有無等について調査すべきと思料する場合は、当該外の事案についても調査を行うことができる。

3　不正調査委員会は、調査対象者に対して、事情聴取、関係資料の提出、事実の証明及びその他調査に必要な事項を求めることができる。

4　不正調査委員会は、当センターが所管する資料等であって調査に必要なあらゆるものを調査することができる。

5　不正調査委員会は、調査対象者に対して調査の対象となっている事案に関係する公的研究費の使用停止と研究活動の停止を要求することができる。ただし、この停止の要求は、必要最小限にとどめなければならない。

6　不正調査委員会は、調査案件が複数の独立した事案に分類できるなどの特段の事情があるときは、それぞれの事案毎に調査し、第２３条に規定する認定を行うことができる。

（調査への協力等）

第２１条　調査対象者は、不正調査委員会による調査に協力するものとし、誠実に対応しなければな

らない。当センターの職にあった者は、退職後においても同様とする。
２　不正調査委員会から調査への協力の求めがあったとき、調査に必要な情報もしくは資料等を知っている者は、その調査に協力するものとする。
３　前条第５項に規定する公的研究費の使用停止及び研究活動の停止の要求を受けた者は、関係機関等への影響に十分に配慮して、誠実に対応しなければならない。

（図利加害目的の通報）
第２２条　不正調査委員会がその調査の過程において通報等が図利加害目的で（不正の利益を得る目的で、又はその保有者等に損害を加える目的で、その他の不正の目的で）あったと判断した場合であって、相当の調査を行っても不正の事実が見いだされない場合、その調査を中止することができる。ただし、図利加害目的の通報等であるとの判断を行う場合、不正調査委員会は通報者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、該当する通報者が不正調査委員会の構成員である場合、その者を不正調査委員会から忌避することができるものとする。

（認定）
第２３条　不正調査委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、通報等を受けた日から３０日以内に認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。
２　前条における図利加害目的の通報等であるとの判断についても、前項と同時に認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。
３　不正調査委員会は、第１８条第３項の通知が発せられた日から７日を経過するまで、前２項に係る認定をしてはならない。

（認定の方法）
第２３条の２　不正調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
２　不正調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
３　不正調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知）
第２４条　最高管理責任者は、不正調査委員会からの前条の報告又は次条の報告に基づき、調査対象者及び通報者に対して、調査結果を通知するものとする。

（異議申立て）
第２５条　調査対象者及び通報者は、前条の調査結果の通知から７日以内に限り、最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。ただし、一の通報等に係る調査結果に対して、同一の証拠を用いて同一の趣旨の異議を申し立てることはできない。また、異議申立てがあった場合、所管課、配分機関、関係省庁等に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
２　最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、不正調査委員会にその内容を審査させるものとする。
３　不正調査委員会は、前項の審査において再調査の必要性を認めた場合、再調査を行うものとする。

この場合において、異議申立ての内容が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者に対して、委員の交代若しくは追加をさせることができるものとする。委員の交代若しくは追加があったときは、不正調査委員会の公正性を保つため、第１８条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

４　前項の再調査を行う場合、不正調査委員会は調査を行い、その開始から２１日以内に調査内容の認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、第１８条第３項の通知が発せられた日から７日を経過するまで、不正調査委員会は係る認定をしてはならない。再調査の結果を所管課、配分機関、関係省庁等に通知する。

（調査結果の報告）

第２６条　不正調査委員会は、第２４条による最後の通知の後、調査対象者及び通報者から有効な異議申立てがなくその内容が確定した場合、最終報告書を作成し、根拠を示す資料を含め、速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

（調査結果に対応した措置）

第２７条　最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を調査対象者及び通報者、ならびに所管課、配分機関、関係省庁等に通知する。

２　最高管理責任者は、原則として通報等を受けた日から２１０日を経過する前までに、関係機関に対して、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関に提出するものとする。

３　前項のほか、最高管理責任者は、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該関係機関に提出することができる。

４　最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係機関による当該事案に係る資料の閲覧、現地調査に応じるものとする。

（調査結果の公表）

第２８条　最高管理責任者は、不正行為等があったと認められたときは、前条第１項及び第２項の規定による措置に加え、速やかに調査結果等を公表するものとする。ただし、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合は、この限りでない。公表する場合において、特に不開示とする必要があると認められる項目については、その公表の全部あるいは一部を制限することができる。

２　最高管理責任者は、社会的影響が大きい事案の場合及び調査事案が外部に漏洩していた場合など、調査の途中であっても、必要に応じてその中間報告として公表することができるものとする。

（委員会の事務）

第２９条　予備調査委員会及び不正調査委員会に関する事務は、通報窓口を所掌する部署で行う。

第４章　不正防止計画

（不正を発生させる要因の把握）

第３０条　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括するため、次に掲げる項目について常に留意し、不正の発生が予見される場合、速やかにその状況を最高管理責任者に報告する。

(1) 規定・規則等と実態との乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。
(2) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
(3) 予算執行の特定の時期への偏り。
(4) 業者に対する未払い問題の発生。
(5) 競争的資金等が集中している研究者の存在。

(6) 取引に対する確認が不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）。
(7) 同一の研究者における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。
(8) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。
(9) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）。
(10) 業者による納品物品の持帰りや納品検収時における納品物品の反復使用の存在。
(11) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究者任せ。
(12) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）。
(13) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）。

（不正防止計画の実施）
第３１条　統括管理責任者は、前条の報告を受けた場合、不正が発生させる要因を排除することを目的として、統括管理責任者及び適切な者に対して事務処理手続きの見直し、決裁手続きの見直し、及びその外所内規定・規則等の見直しなどを行わせるものとする。

（関係書類の整理と保存）
第３２条　当センターにおける経理証拠書類等の関係書類の整理と保存の方法は、長崎県文書取扱規程に従う。

（研究データの整理と保存）
第３３条　研究活動によって生じた研究データは、研究成果等に対する第三者による科学的根拠に基づく検証可能性を担保できる方式で、各構成員が整理し、保存するものとする。
２　研究データの保存期限は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、その他実情に合わせ、係る研究終了から原則５年を下回らない範囲で、研究データ毎に各構成員が設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがあるものは、その限りでない。
３　研究データの保存方法は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、その他実情に合わせ、研究データ毎に各構成員が設定するものとする。

第５章　研究活動の適正な運営・管理活動

（研究進捗ヒアリング）
第３４条　当センターは、次に掲げる者（以下「管理者」と呼ぶ。）の内の複数の者で構成される合議体によって、構成員が実施するそれぞれの研究活動について適宜、研究進捗ヒアリングを実施する。
・所長
・次長（事務）
・次長（技術）
・研究企画課長
・基盤技術部長
・応用技術部長
・食品開発支援センター長
・担当科の科長
２　前項において、所長は、その外必要と認める者を研究進捗ヒリングに同席させ、その者の意見を

聴くことできる。
３　管理者は、必要と認めるときは、その研究活動について適宜、研究進捗ヒアリングをすることができる。

（研究活動に係る報告と相談）
第３５条　構成員は、研究活動の進捗や研究活動において生じる問題点などについて、必要に応じて管理者に対して報告と相談を行うものとする。

（管理活動）
第３６条　管理者は、構成員が行う第７条から第１２条までに従う事務処理手続き等が適切になされていることに、常に注意を払うものとする。
２　第３４条及び第３５条の活動により、ならびに前項の活動により、管理者は構成員が行う研究活動の内容の把握に努めなければならない。
３　管理者は、前項の活動によって、研究進捗及び予算の執行状況を検証し、研究計画及び実態と合ったものになっているか確認する。研究進捗又は予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じるものとする。
４　前３項において、管理者は、物品等の検査、物品等の納入業者からの聞き取り、出張に係る面談の相手方からの聞取りなどの必要な手段により、その実態を確認することができる。

（業者からの誓約書）
第３７条　長崎県告示第 474 号「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示」等の適用により、長崎県登録業者としての資格取得申請において、長崎県に提出された不正に関与しないことなどが明記された誓約書の存在が推定される場合、当センターは、当センターが関係する入札の執行、契約の履行等に関与する者から、不正に関与しないこと等を明記した誓約書（様式第２号）に相当するものの提出があったものと推定する。

第６章　情報発信・共有化

（機関内外からの相談を受け付ける窓口）
第３８条　当センターは、公的研究費の使用に関する規定・規則等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を、通報窓口を所掌する部署とする。

第７章　モニタリング

（監査）
第３９条　当センターが受ける監査は、長崎県監査委員条例及び長崎県外部監査契約に基づく監査に関する条例に従う。
２　当センターは、文部科学省などの関係機関からの検査及び監査に対応する。

（内部監査）
第４０条　公的研究費の適正な管理のため、当センターは毎年度定期的に内部監査を行うものとする。
２　最高管理責任者は、内部監査を行う担当役職職員（以下「内部監査委員」と言う。）を指名する。
３　内部監査の対象は、前年度に実施した研究活動に係る公的研究費（長崎県単独の事業費に係るものを除く。）から不作為的に、あるいは作為的（問題の発見が目的であり、作為的に問題の無いも

のだけを選ぶことを除く）に選択する。
４　内部監査は会計書類の検査ならびに購入物品の使用状況等に関する研究担当者からのヒアリング等により確認する。この場合において、内部監査委員は、第３０条各号に掲げる項目〔不正を発生させる要因〕に着目し、監査計画を適切に立案し、実効性のあるモニタリング体制及び方法により内部監査を実施するものとする。
５　内部監査を行った者は、その結果から不正行為等の存在を思料する場合、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、通報窓口に対して不正行為等に関する通報又は相談をしなければならない。また、内部監査を行った者は、事務処理手続きならびに管理体制等が不正行為等の発生を十分に防いでいないと思料する場合、その問題点等について、最高管理責任者に報告するとともに、第３８条が規定する窓口に相談をしなければならない。

第４１条　第２１条〔調査への協力等〕の規定は、第３９条〔監査〕及び第４０条〔内部監査〕においても準用する。

第８章　雑則

（最高管理責任者、統括管理責任者、ならびにコンプライアンス推進責任者の公表）
第４２条　当センターは、研究活動等の不正防止に関する管理運営体制の公表として、最高管理責任者、統括管理責任者、ならびにコンプライアンス推進責任者の職名を、当センターのホームページで公表する。
２　当センターは、前項と同等の情報を当センター内部の情報共有サーバを用いて、構成員に周知する。

（取組みの公表）
第４３条　当センターは、研究活動等の不正防止に関する取組みについて、当センターのホームページで公表する。
２　当センターは、前項と同等の情報を当センター内部の情報共有サーバを用いて、構成員に周知する。

（通報窓口の公表）
第４４条　当センターは、通報窓口を当センターのホームページで公表する。
２　当センターは、前項と同等の情報を当センター内部の情報共有サーバを用いて、構成員に周知する。

（相談を受け付ける窓口の公表）
第４５条　当センターは、相談を受け付ける窓口を当センターのホームページで公表する。
２　当センターは、前項と同等の情報を当センター内部の情報共有サーバを用いて、構成員に周知する。

第９章　罰則等

（公的研究費の返還）
第４６条　当センター所長は、第２７条の結果を考慮した上で、公的研究費の返還など必要な措置を所管課等と協議しなければならない。

（懲戒処分等）

第４７条　当センター所長は、第２７条の結果を考慮した上で、懲戒処分など必要な措置を所管課等と協議しなければならない。

（法的措置）
第４８条　当センター所長は、前２条において悪質性が高いと判断された場合は、その親告等の法的措置について、所管課等と協議しなければならない。

第１０章　改定

（改定等）
第４９条　当センターは、必要に応じて、本実施規程を改定することができる。
２　この規程に定めるものの外、この規程の実施に関し必要な事項は、当センター所長が別に定める。

様式第１号（第１０条第３項、第１１条第２項関係）

平成　　年　　月　　日

誓　約　書

長崎県工業技術センター
所長　　様

所属
氏名（自署）　　印

私は、長崎県工業技術センターの構成員として、以下の事項について誓約します。

１．不正行為等を防止するために行われた教育の内容を理解したこと
２．長崎県ならびに長崎県工業技術センターが定める諸規則を遵守すること
３．研究活動等における不正行為及び不適切行為を行わないこと
４．諸規則に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、長崎県が定める諸規則に従う処分及び法的な責任を負うこと

様式第２号（第３７条関係）

平成　　年　　月　　日

誓　約　書

長崎県工業技術センター
所長　　様

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

長崎県工業技術センターに係る入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、以下の事項について誓約します。

１．長崎県の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
２．長崎県工業技術センターの内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
３．不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
４．長崎県工業技術センターの構成員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること